

自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部において特定避難勧奨地点が設定されたことを踏まえ、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成23年11月から平成25年3月まで(ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで)の間、1人あたり月額7万円が賠償された事例(和解案提示理由書あり。)

和解契約書(一部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、別紙一覧表記載の申立人ら(以下、併せて「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(別紙一覧表記載の「期間」欄記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

(1) 精神的損害

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

2 和解金額

(1) 精神的損害

被申立人は、申立人らに対し、前項(1)所定の損害項目に関し各申立人に対する和解金が別紙一覧表記載の「金額」欄記載の金額であり、その合計額が金1億59万円であることを認める。

(2) 本件和解仲介に関する弁護士費用

被申立人は、申立人らに対し、前項(2)所定の損害項目の和解金が、金300万円であることを認める。

3 表明及び保証

(1) 申立人X23、同X24、同X25、同X86及び同X87は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡A(以下「被相続人A」という。)が、平成27年5月〇日に死亡し、申立人X23、同X24、同X25、同X86及び同X87が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人X23、同X24、同X25、同X86及び同X87の知る限り、申立人X23、同X24、同X25、同X86及び同X87が、被相続人Aの全相続人であること

(2) 申立人X39、同X40、同X92及び同X93は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡B(以下「被相続人B」という。)が、平成27年12月〇日に死亡し、申立人X39、同X40、同X92及び同X93が、被相続人Bの被申立人

に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人X39、同X40、同X92及び同X93の知る限り、申立人X39、同X40、同X92及び同X93が、被相続人Bの全相続人であること

(3) 申立人X51、同X88、同X89、同X90及び同X91は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡C（以下「被相続人C」という。）が、平成26年6月〇日に死亡し、申立人X51、同X88、同X89、同X90及び同X91が、被相続人Cの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人X51、同X88、同X89、同X90及び同X91の知る限り、申立人X51、同X88、同X89、同X90及び同X91が、被相続人Cの全相続人であること

(4) 申立人X54、同X55、同X56及び同X57は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡D（以下「被相続人D」という。）が、平成24年7月〇日に死亡し、申立人X54、同X55、同X56及び同X57が、被相続人Dの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人X54、同X55、同X56及び同X57の知る限り、申立人X54、同X55、同X56及び同X57が、被相続人Dの全相続人であること

(5) 申立人X77、同X79及び同X80は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡E（以下「被相続人E」という。）が、平成25年9月〇日に死亡し、申立人X77、同X79及び同X80が、被相続人Eの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人X77、同X79及び同X80の知る限り、申立人X77、同X79及び同X80が、被相続人Eの全相続人であること

(6) 申立人X81及び同X83は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 亡F（以下「被相続人F」という。）が、平成25年5月〇日に死亡し、申立人X81及び同X83が、被相続人Fの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人X81及び同X83の知る限り、申立人X81及び同X83が、被相続人Fの全相続人であること

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（別紙一覧表記載の「期間」欄記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成28年8月3日

(仲介委員 姫野博昭)

別紙一覧表

申立人 番号	氏名	住所 <small>(相続案件については被相続人の相続発生時の住所)</small>	期間	金額
○	X 1	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 2	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 3	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 4	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 5	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 6	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 7	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 8	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 9	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 10	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 11	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 12	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 13	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 14	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 15	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 16	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 17	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 18	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 19	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 20	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 21	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X 22	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000

	亡D相続人X54	(省略)	平成23年11月25日から平成24年7月31日まで	315,000
○	亡D相続人X55	(省略)	平成23年11月25日から平成24年7月31日まで	105,000
○	亡D相続人X56	(省略)	平成23年11月25日から平成24年7月31日まで	105,000
○	亡D相続人X57	(省略)	平成23年11月25日から平成24年7月31日まで	105,000
○	X58	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X59	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X60	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X61	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X62	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X63	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X64	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X65	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X66	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X67	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X68	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X69	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X70	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X71	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X72	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X73	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X74	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X75	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X76	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X77	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
	亡E相続人X77	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	396,668
○	X78	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	亡E相続人X79	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	396,666
○	亡E相続人X80	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	396,666
○	X81	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
	亡F相続人X81	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	595,000
○	X82	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	亡F相続人X83	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	595,000
○	X84	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	X85	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	1,190,000
○	亡A相続人X86	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	148,750
○	亡A相続人X87	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	148,750
○	亡C相続人X88	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	238,000
○	亡C相続人X89	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	238,000

○	亡C相続人X90	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	238,000
○	亡C相続人X91	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	238,000
○	亡B相続人X92	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	198,333
○	亡B相続人X93	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月31日まで	198,333

自主的避難等対象区域である伊達市保原町の一部に居住する申立人らの精神的損害について、同町の一部において特定避難勧奨地点が設定されたことを踏まえ、中間指針第一次追補第2に基づく精神的損害の額とは別に、同地点の設定からその解除後相当期間経過までの平成23年11月から平成25年3月まで(ただし、同月までに死亡した申立人については死亡した月まで)の間、1人あたり月額7万円が賠償された事例(和解案提示理由書あり)。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、別紙一覧表記載の申立人(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(別紙一覧表記載の「期間」欄記載の期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

・精神的損害

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目に関し申立人に対する和解金が別紙一覧表記載の「金額」欄記載の金額であり、その合計額が金154万円であることを認める。

3 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡G(以下「被相続人G」という。)が平成24年3月〇日に、亡H(以下「被相続人H」という。)が平成25年3月〇日にそれぞれ死亡し、申立人が、上記被相続人各人の全相続人による各遺産分割協議により、被相続人G及び被相続人H各人の被申立人に対する損害賠償請求権をいずれも単独で承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、上記各遺産分割協議を行った相続人が、被相続人G及び被相続人Hの全相続人であること

4 支払方法

(省略)

5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目(別紙一覧表記載の「期間」欄記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人代理人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人1通と被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成29年8月14日

(仲介委員 姫野博昭)

別紙一覧表

申立人 番号	氏名	住所 <small>(相続案件については被相続人の相続発生時の住所)</small>	期間	金額
○	亡G相続人X10	(省略)	平成23年11月25日から平成24年3月8日まで	350,000
	亡H相続人X10	(省略)	平成23年11月25日から平成25年3月23日まで	1,190,000